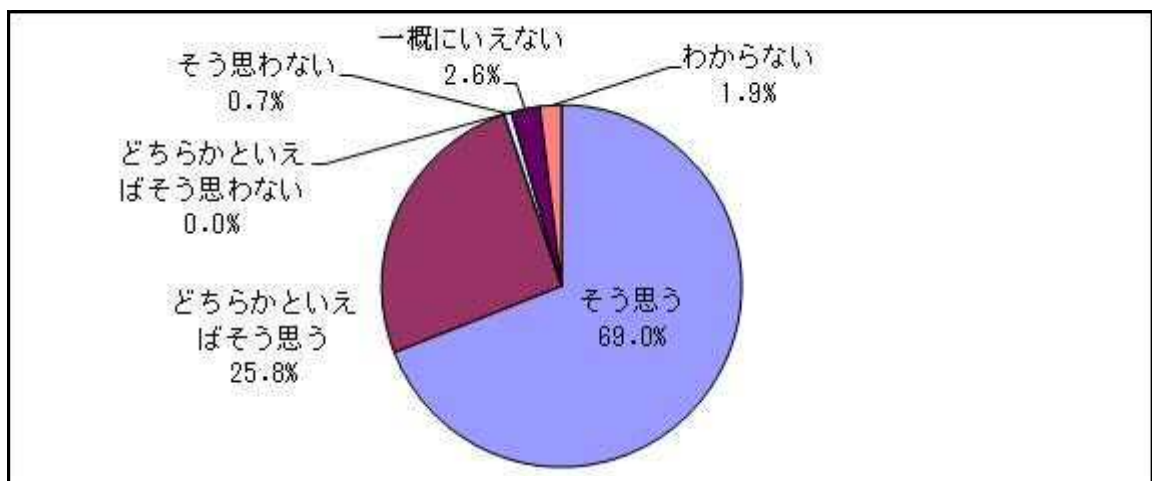


平成29年度第14回 県政モニターアンケート調査結果

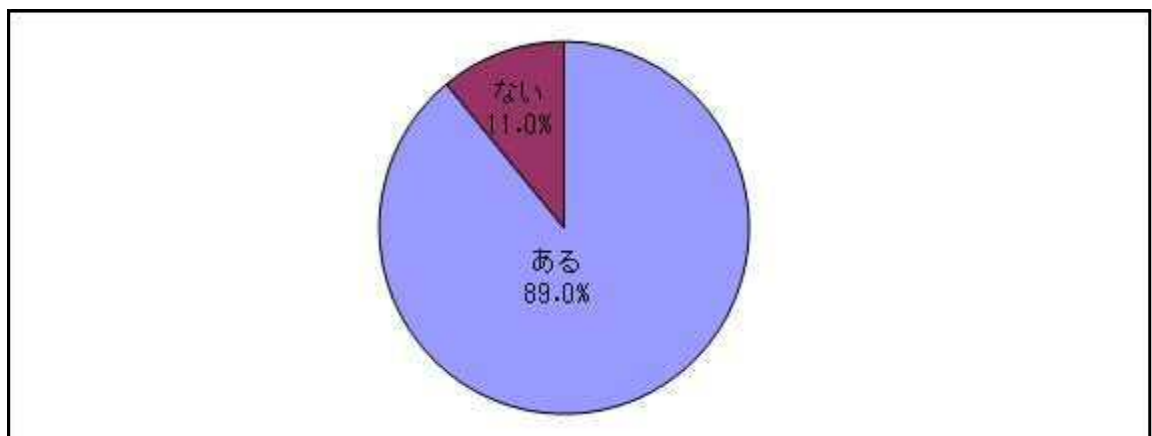
障害福祉課 自立支援係
(TEL 099-286-2953)

- テーマ 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり」について
- 調査目的 障害を理由とする差別や障害に対する理解等に関して、県民の意識を把握し、障害のある人が障害のない人と同じように日常生活や社会生活を送るために必要な施策を検討する際に参考とするために実施するものです。
- 調査時期 平成30年1月
- 調査対象者数 200人
- 回答数 155人(78%)

問1 「障害のある人が身近に生活しているのが当たり前」という考え方について、どう思いますか。

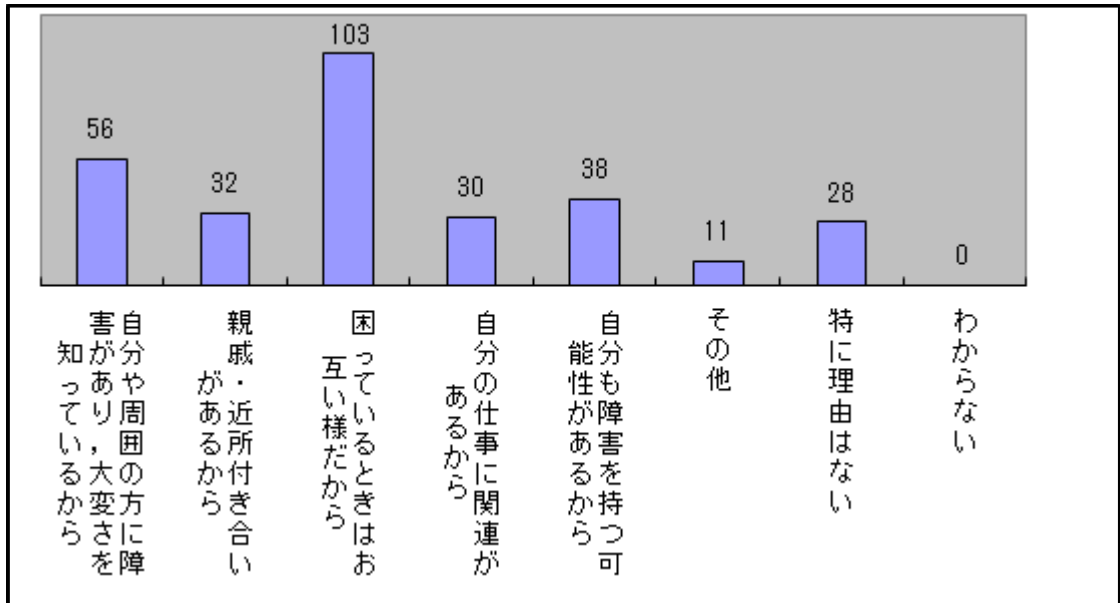


問2 障害のある人と話したり、障害のある人の手助けをしたことがありますか。



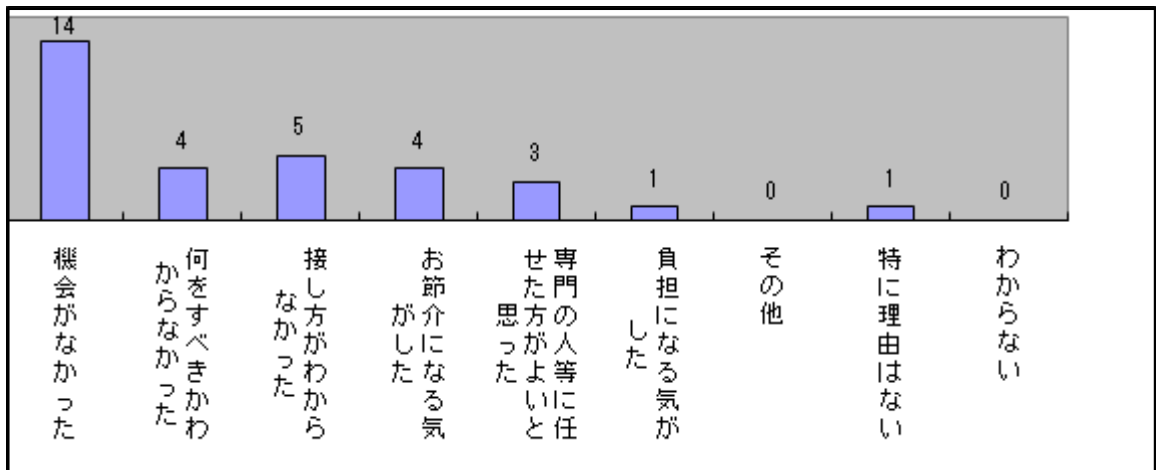
(問2で「1 ある」と答えた方に)

問3 それはどのような理由からですか。(複数回答可)

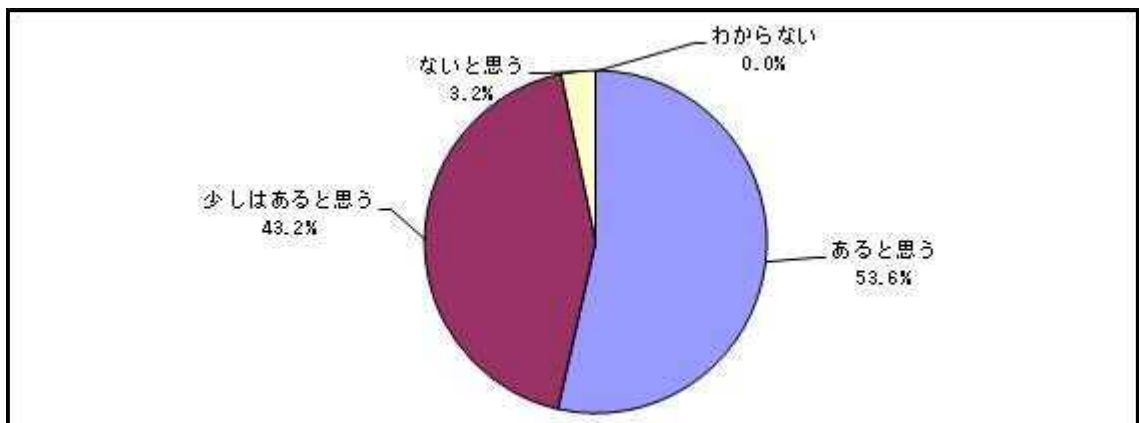


(問2で「2 ない」と答えた方に)

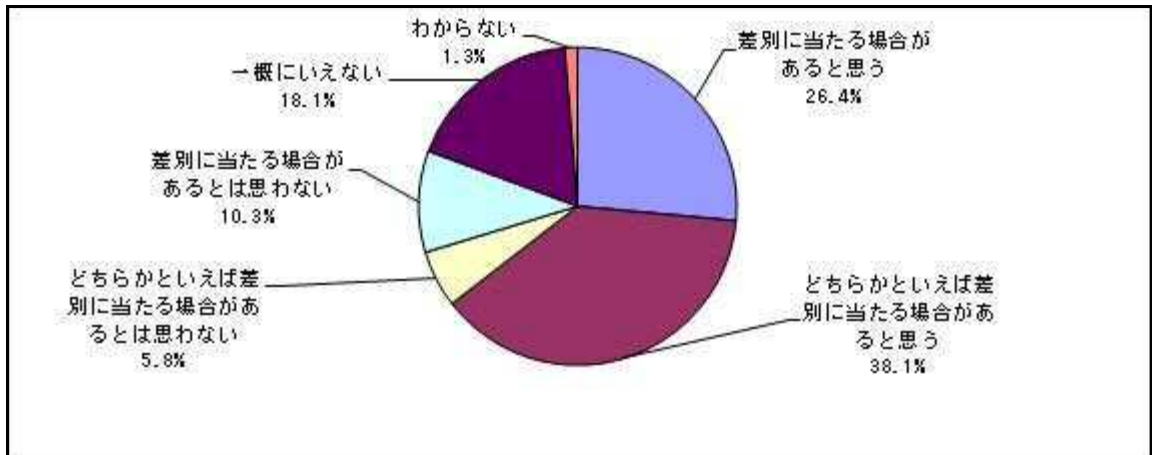
問4 なかったのはどうしてですか。(複数回答可)



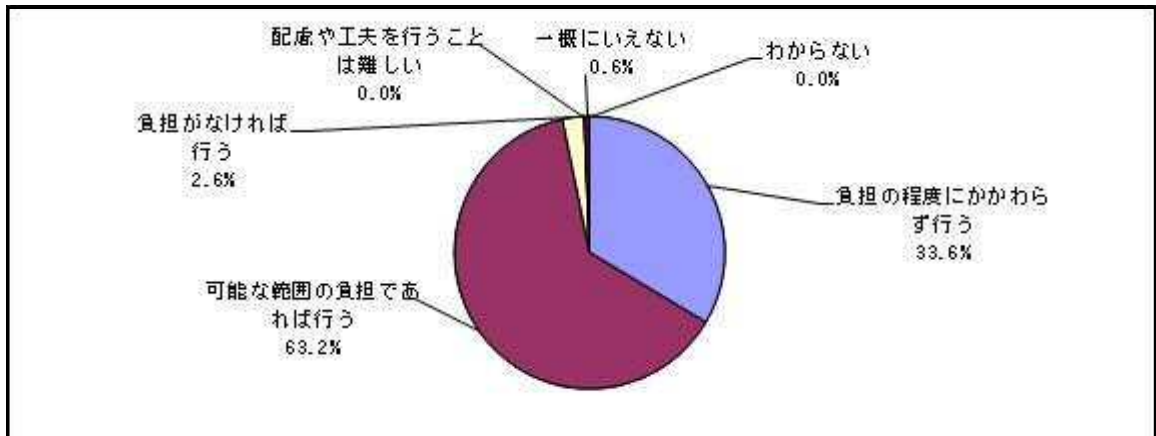
問5 障害のある人に対する障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。



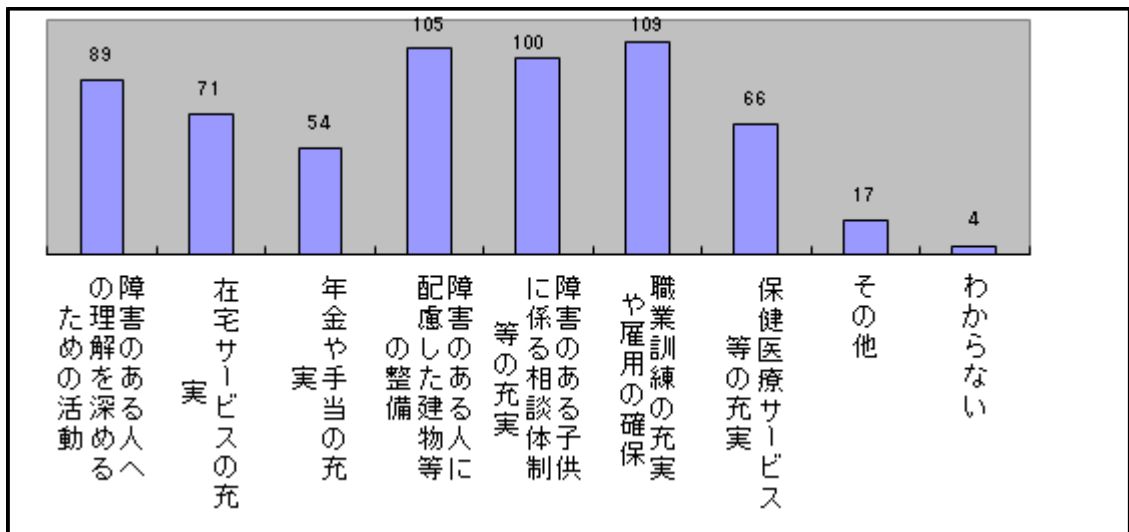
問6 障害のある人がない人と同じように生活するため、生活するための不便さを取り除く、例えば、段差や坂道での車椅子の介助や、横断歩道や駅のホームでの視覚障害のある方の誘導など、いろいろな配慮が必要になることがあります。こうしたことを行わないことが「障害を理由とする差別」に当たる場合があると思いますか。



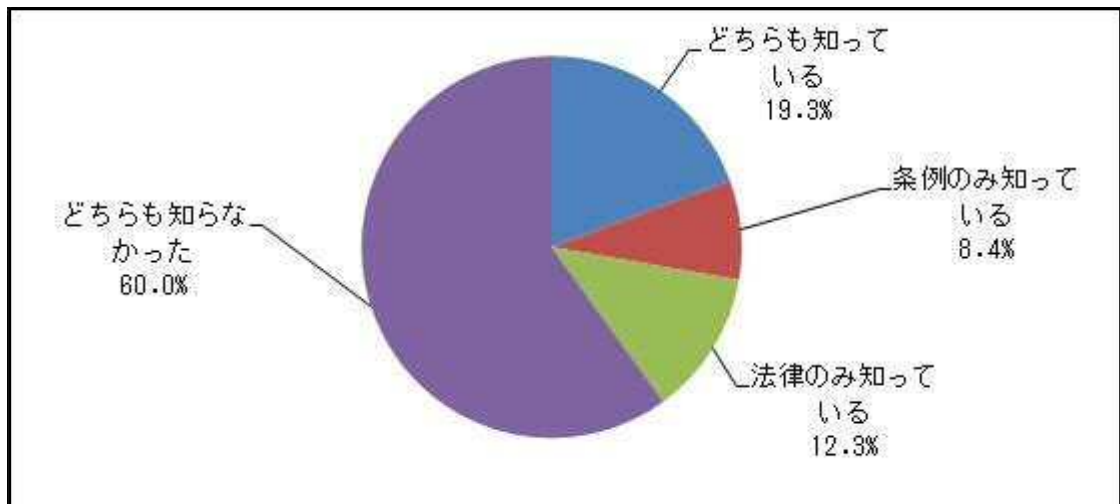
問7 障害のある人とない人が同じように生活していくために、例えば、段差や坂道での車椅子の介助や、横断歩道や駅のホームでの視覚障害のある方の誘導などの配慮を行うことをあなたが求められた場合、あなたはどのようにしますか。



問8 障害のある人に関する県の施策のうち、もっと力を入れる必要があると思うものをお答えください。(複数回答可)



問9 障害を理由とする差別の解消を目的として、県では平成26年10月に「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が施行されているほか、国においても平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されていますが、ご存じですか。



問10 条例及び法律においては、正当な理由がないのに障害を理由に不利益な取扱いをすることや、負担が重くないにも関わらず障害のある人にとって障壁になっていることを取り除く配慮をしないこと（＝合理的配慮の不提供）を「障害を理由とする差別」としています。これらの差別をなくすには、どのようなことが必要だと思いますか。

（おもなものを2つまで選択してください。）

